

共生訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条

本事業の目的は、介護保険法、老人保健法及び健康保険法等の関係法令に従い、医師の指示の下に利用者の心身の特性を踏まえて生活の質を確保し、快適な在宅療養ができるように支援することである。

(運営の方針)

第2条

以下を運営の方針とする。

- (1) 障害や病いを得ても、地域で、住み慣れた家で、なじみの関係の中で共に生きていける支援作りを行う。
- (2) かかりつけ医を中心に24時間の安心を提供できるよう努力する。
- (3) 事業の実施にあたり、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、関係市町、関連保健医療・福祉サービスとの連携に努め、利用者やご家族との理解に基づき適切な運営を図る。
- (4) 職員は自己研鑽に努め、利用者やご家族の目線に沿った看護技術を目指して努力する。

(事業所の名称)

第3条

本事業所の名称を 共生訪問看護ステーション とする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条

本事業の従業者を以下のように定める。

(職種)	(員数)	(業務内容)
管理者(看護師)	1名	事業に必要な管理を行う。
看護師	11名 (常勤5名 非常勤6名)	ご家庭を訪問し、必要な看護を行う。
事務員	1名	事業に必要な事務業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

本事業の営業日、及び、営業時間を以下のように定める。

営業日	: 月曜日～金曜日
休日	: 土・日・祝日と年末年始(12月29日～1月3日)
営業時間	: 午前9時～午後5時

(通常の事業の実施地域)

第6条

本事業の通常の事業実施地域を、 洲本市 とする。

(指定訪問看護の内容)

第7条

本事業が実施する指定訪問看護の内容を以下のように定める。

サービスの種類	サービスの内容
健康チェック	体温・脈拍・呼吸・血圧等の測定
医師の指示による医療的処置の実施	膀胱洗浄・膀胱留置カテーテルの管理 床ずれ予防・処置 吸引 浣腸 摘便 経鼻チューブ・胃瘻 チューブの管理等 ターミナルケア 在宅酸素の管理 中心静脈栄養カテーテルの 管理 その他
身の回りの介護方法についての指導・援助	食事の援助 排泄の援助 入浴の援助 清拭・洗髪等身体の清潔 に関する援助 その他の介護指導等
リハビリテーションの実施と相談	筋力増強運動 可動域訓練 座位・立位・歩行訓練
かかりつけ医・医療機関への連絡調整	病状に関して主治医との連携

(利用料、加算料金、その他の費用)

第8条

本事業の利用料等の費用を以下のように定める

①お客様の訪問看護サービス利用料金 (1回)

提供時間	30分未満		30分以上1時間未満		1時間以上1時間30分未満	
	料金	お客様 負担料金	料金	お客様 負担料金	料金	お客様 負担料金
要介護	4,690円	469円	8,190円	819円	11,220円	1,122円
要支援	4,490円	449円	7,900円	790円	10,840円	1,084円

②加算料金

加算対象	料 金	説 明
早朝 (6時～ 8時)	規定料金の 25%増	1回につき
夜間 (18時～22時)	25%増	1回につき
深夜 (22時～ 6時)	50%増	1回につき
特別管理加算	250円(状態により500円)	1月につき
ターミナルケア加算	2,000円	死亡月
緊急時訪問看護加算	574円	1月につき
初回加算	300円	初回のみ
退院時共同加算	600円	退院時のみ
サービス提供体制強化加算	6円	1回につき
看護体制強化加算	300円	1月につき

その他の費用

交通費は事業実施地域外でも不要である。 必要時の衛生材料については実費徴収する。
有償訪問 1時間 8,000円 30分増す毎に3,000円(交通費不要)

(支払い方法)

第9条

本事業の利用料等の支払いは、郵便局又は淡路信用金庫のどちらかの口座自動振り替えによる。それ以外の支払い方法の希望がある場合は、相談に応じる。支払後、領収書を発行する。
利用者が事業者に対して、正当な理由がなく利用料を3か月以上滞納された場合は、サービスを終了する旨を通知する。

(緊急時における対応方法)

第10条

サービス提供中に利用者に緊急事態が発生した場合、利用者の主治医や家族に連絡すると共に、必要な対応を行う。又、看護師の訪問日以外に在宅にて緊急事態が発生した場合は、当事業所への連絡により対応する。

平日 午前9:00～午後5:00

0799-25-2535

平日上記時間外・休日

携帯電話番号に転送される。

(健康管理)

第11条

従業者は年1回の健康診断を受け、健康管理に留意すると共に、感染症の疑いがあれば、ただちに訪問担当を交代する。

(サービス利用時の事故について)

第12条

当事業所は、損害賠償保険「訪問看護総合補償制度」に加入する。サービスの提供にあたり、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、保険制度を利用し、誠意をもって対応する。

(秘密保持)

第13条

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後又、退職後も第三者に漏らさない。

但し、円滑かつ一体的なサービス提供をする為に、サービス担当者会議等で利用者及び家族の情報を使用する必要が生じる場合がある。この場合は利用者及び家族に事前に説明し、その同意を得た上で使用する。同意を得た場合は、同意書に署名捺印をもらう。

(附則)

当運営規程は平成22年4月1日より施行する。

(附則)

当運営規程は平成23年8月4日より施行する。

(附則)

当運営規程は平成24年4月1日より施行する。

(附則)

当運営規程は平成24年5月15日より施行する。

(附則)

当運営規程は平成24年7月1日より施行する。

(附則)

当運営規程は平成25年9月1日より施行する。

(附則)

当運営規程は平成26年4月1日より施行する。

(附則)

当運営規程は平成26年12月1日より施行する。

(附則)

当運営規程は平成27年4月1日より施行する。

(附則)

当運営規程は平成28年9月1日より施行する。

(附則)

当運営規程は平成30年4月1日より施行する。

(附則)

当運営規程は令和元年4月1日より施行する

(附則)

当運営規程は令和元年11月1日より施行する

(附則)

当運営規程は令和2年2月17日より施行する

(附則)

当運営規程は令和2年4月1日より施行する